

# 空き家空き店舗活用事業補助金対象業種\_細分類リスト

対象業種	細分類	対象外
<b>飲食店</b> ※その場で飲食できる事業所	食堂、レストラン、中華料理店、ラーメン店、焼肉店、その他専門料理店（フランス料理、イタリア料理など）、そば・うどん店、寿司店、カフェ、ハンバーガー店、お好み焼き店、ドーナツ店、サンドイッチ店	風営法の対象となる業種
<b>雑貨店</b> ※日常生活に必要なこまごました品物を揃えた事業所	かばん、袋物、下着類、洋品雑貨、小間物などの洋品雑貨店、小間物店	リサイクルショップ、中古品、ハンドメイド
<b>飲食料品小売業</b>	野菜、果物、肉、魚、酒、洋菓子、和菓子、パン、牛乳、飲料、茶類（紅茶、コーヒーなど）、惣菜、米、豆腐・かまぼこ等加工品、乾物、乳製品、冷凍食品	コンビニエンスストア
<b>持ち帰り・配達飲食サービス業</b> ※飲食することを目的とした設備がない事業所	持ち帰り寿司店、持ち帰り弁当屋、クレープ店、宅配ピザ屋、デリバリー専門店	
<b>理容業</b>	理容店、理髪店	
<b>美容業</b>	美容室、美容院、ビューティーサロン	
<b>エステティック業</b> ※手技または化粧品・機器等を用いて人の皮膚を美化し、体型を整える施術を行う事業所	美顔術業、美容脱毛業、ボディケア、ハンドケア、フットケア、アロマオイルトリートメント、ヘッドセラピー、タラソセラピー	
<b>リラクゼーション業</b> ※手技を用いて心身の緊張を弛緩させるための施術を行う事業所	ボディケア、ハンドケア、フットケア、アロマオイルトリートメント、ヘッドセラピー、タラソセラピー	ヨガ教室、療術業（あん摩、マッサージ、柔道整復師の施術所など）
<b>ネイルサービス業</b> ※化粧品・器具等を用いて、手及び足の爪の手入れ、造形、修理、補強、装飾などの施術を行う事業所	ネイルサロン、マニキュア業、ペディキュア業	

**その他、スポーツ・健康教授業、教養・技能教授業（ダンス教室、フラワーデザイン教室、カルチャー教室など）、骨董屋などは対象業種とはなりません。**